議案第45号

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和3年2月2日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市食品衛生法施行条例(平成14年さいたま市条例第100号)の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	(食品等の製造又は加工の営業等の届出)
	第3条 食品若しくは添加物を製造し、又は加工
	る業(令第35条に規定する営業及び食品衛生
	関する条例(昭和25年埼玉県条例第32号。」
	下「県条例」という。)第2条第1項に規定する
	営業(第6条において「許可営業」という。)
	除く。)を営もうとする者は、施設ごとにその
	の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け
	<u>なければならない。</u>
	2 前項の規定による届出をした者は、規則で定
	る事項又は食品衛生責任者に変更があったときに
	速やかにその旨を市長に届け出なければならな
	3 第1項の規定による届出をした者は、当該営
	を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け
	出なければならない。
	(tr) (a
	(廃業の届出)
	第4条 法第52条第1項の許可を受けた者は、
	該許可に係る営業を廃止したときは、速やかに
	<u>の旨を市長に届け出なければならない。</u>
	(給食施設の届出)
	第5条 営業以外の場合で寄宿舎、学校、病院等
	施設において、継続的に不特定又は多数の者に

(営業許可に関する書面の掲示)

第3条 法第55条第1項の許可を受けた者は、規 | 第7条 法第52条第1項又は県条例第2条の許可 則で定める営業許可に関する書面を当該施設の見 やすい場所に掲示しなければならない。ただし、 特別の事情がある場合は、この限りでない。

<u>第4条</u> [略]

品を供与しようとする者は、その者の氏名その他 の規則で定める事項をあらかじめ市長に届け出な ければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、規則で定め る事項に変更があったときは、速やかにその旨を 市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該食品 の供与を廃止したときは、速やかにその旨を市長 に届け出なければならない。

(食品衛生責任者の届出)

- 第6条 許可営業を営む者は、食品衛生法施行規則 (昭和23年厚生省令第23号) 別表第17一イ の規定により食品衛生責任者を定めたときは、速 やかに許可営業を営む者の氏名その他の規則で定 める事項を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、食品衛生責 任者に変更があったときは、速やかにその旨を市 長に届け出なければならない。

(営業許可に関する書面の掲示)

を受けた者は、規則で定める営業許可に関する書 面を当該施設の見やすい場所に掲示しなければな らない。ただし、特別の事情がある場合は、この 限りでない。

第8条 [略]

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前のさいたま市食品衛生法施行条 例(以下「改正前の条例」という。)第3条第1項又は第5条第1項の届出をした 者であって、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則 第8条の適用を受けるものについては、令和3年11月30日又は同法第2条の規 定による改正後の食品衛生法(以下「改正法」という。)第57条第1項(改正法 第68条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした日のいず れか早い日までの間は、改正前の条例第3条第2項及び第3項並びに第5条第2項 及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行の日前に、改正前の条例第3条第1項の規定による届出をした者であって、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号。以下「整備令」という。)第9条の規定により営業を行うものについては、令和6年5月31日又は当該営業に相当する整備令による改正後の食品衛生法施行令(次項において「改正令」という。)第35条の営業について改正法第55条第1項の許可を受けた日のいずれか早い日までの間は、改正前の条例第3条第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 整備令附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができるとされている者については、同条に規定する有効期間の満了の日又は当該営業に相当する改正令第35条の営業について改正法第55条第1項の許可を受けた日のいずれか早い日までの間は、改正前の条例第4条、第6条第2項及び第7条の規定は、なおその効力を有する。